

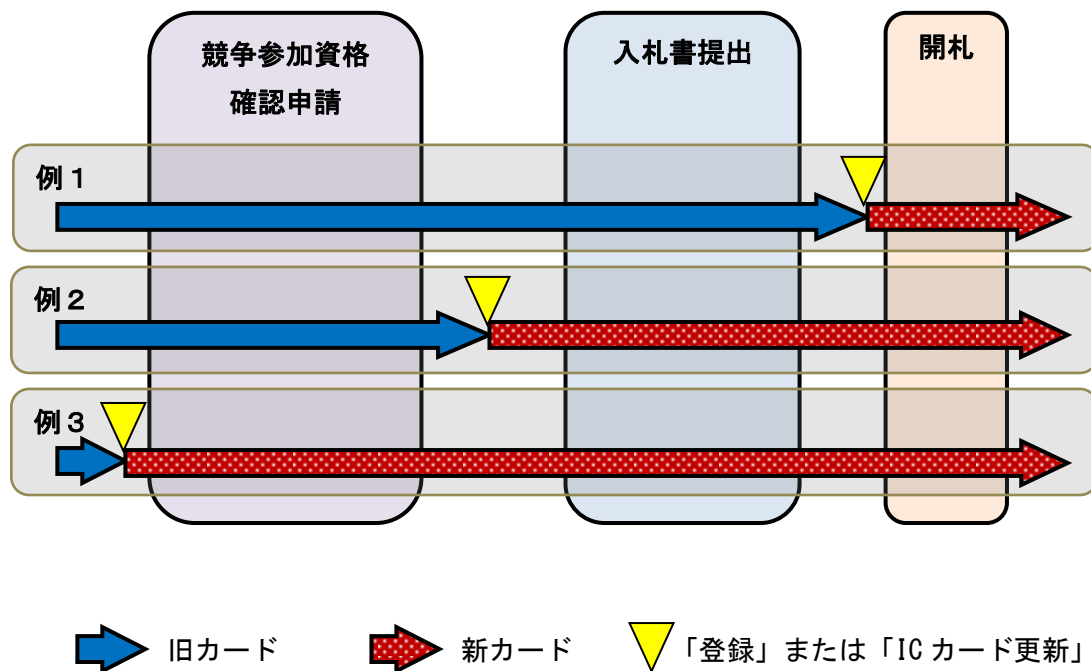
## ICカードの有効期限および更新について

### ・ ICカードの有効期限について

ICカードには電子証明書が格納されており、「競争参加資格確認申請書」や「入札書」等の提出時には、これを使用して署名を行っています。この電子証明書には有効期限が設定されており、これを使用して署名した「競争参加資格確認申請書」や「入札書」等についてもこの有効期限が適用されます。これにより、署名の有効期限が切れた「競争参加資格確認申請書」や「入札書」等については、発注者側のシステムで「添付ファイルが開けない」、「開札出来ない」といった現象が発生します。入札に際しては、開札日まで有効期限があるICカードを使用するようにしてください。

また、認証局がICカードについて失効の処理をした場合にも、有効期限が切れた場合と同様の現象が発生します。

### 一般競争入札の場合の例



「例1」の場合、開札前に旧カードの有効期限が切れるため、開札することが出来ません。「例2」の場合、旧カードの有効期限が切れた後に「競争参加資格確認申請書」に添付したファイルが開けなくなりますが、入開札については問題ありません。「例3」の場合は問題ありません。

## ・ IC カードの更新について

IC カードには、全て固有のシリアル番号が割り当てられています。有効期限切れに伴う IC カード更新として認証局から IC カードを購入した場合であっても、古い IC カードと新しい IC カードのシリアル番号は違ってきます。電子入札システムでは、このシリアル番号から利用者を特定していますので、IC カードを購入しただけでは電子入札システムを利用することは出来ません。利用者登録メニューより「登録」を行うか、「IC カード更新」を行う必要があります。

「登録」を行う場合、利用者登録後に調達機関へ書類（利用届等）を提出する必要があります。「IC カード更新」を行う場合は、即座に新しい IC カードを使用出来るようになります。いずれの操作についても、登録先の調達機関毎に行う必要があるので注意してください。

また、「IC カード更新」を行うには以下の条件があります。これを満たさない場合は「IC カード更新」を行うことは出来ません。

- ・ 旧カードが利用者登録されていること。
- ・ 新旧 IC カードが有効期限内であること。
- ・ 新旧 IC カードの取得者が同一であること。